会議を再開します。

(午前10時20分)

Þ

それでは、木村議員の一般質問を行います。2番木村議員。

2番 木村議員

おはようございます。2番木村議員であります。川本町のキャッチフレー ズはご存知のように「緑にこだます 音楽の里」であります。緑は豊かな森 林を抱いてる町であります。UIターン三江線で来町されました皆さんは、 異口同音に森林の良さを言っておられます。本町の森林に対する産業の歴史 は古く世界遺産である大森銀山の坑道の木材、また銀の生産に不可欠な木炭 生産は戦後しばらく燃料として全国に名をはせたと伺っています。廃止とな った石見川本駅引き込み線は炭倉庫に充分な木炭の出荷で賑わって参りまし た。本町を拠点とした農林の教育は邑智郡雲南市を一円に波及し、本町役場、 合同庁舎、ここの建物は島根県中央高校の前身川本農林高校があり、私も在 学中、全校生徒の皆さんと学校林の下刈りに行った記憶があります。戦後、 本町の山林は戦後復興と住宅需要に応える為、行政指導で人工林が進められ、 即両親が子・孫の為に植林してくれた森林は、今、今日、伐採時期を迎えて おります。その森林資源について通告書に基づき、本町の林業施策について お尋ねします。1つ、川本町における林業の課題と解決策について。1つ、 森林環境税及び森林環境譲与税について。1つ、里山・郷土づくり教育の取 り組みについて。2つ目として、本町の積雪による雪害を未然に防止、また は被害拡大防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交 通の確保、生活関連施設の整備をはかる為に、川本町における雪害対策につ いて伺います。1つ雪害に強いまちづくりついて。1つ、除雪等に関する関 連機関連携について。1つ、豪雪による避難所・無停電対策について。以上、 お尋ねします。よろしくお願い致します。

議長

それでは、木村議員の「本町の林業施策を問う」に対する、答弁をお願い します。番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

木村議員ご質問のうち、「本町の林業施策を問う」についてお答えします。 はじめに、里山林業の課題と解決策を問う、についてお答え致します。 平成31年4月から施行される森林経営管理法では、所有者が森林を管理できない場合に、森林管理権を所有者から町が委託を受けて、林業事業体に再委託するか、町が直接管理するなどの制度が図られています。現在その制度実施に向けて、町を含め関係機関で協議しているところでございます。まずは地域を絞ってモデル的に意向調査を実施し、森林経営管理ができるのか検証していきたいと考えます。担い手育成、確保対策としましては、就業支援や人材育成、機械オペレーターなどの技術者の養成などが新規就業者や林業 業振興課長

番外湯浅産|経営者向に対し、島根県や農林大学校林業科が実施するものがあります。 そのほか、労働力確保につきましては、みどりの担い手育成事業で、森林組 合の現場作業員の社会保険の一部補助による雇用条件の確保をしておりま す。また林業に魅力を感じるUIターン者もいることや、若い現場作業員も 多く、定住関連とも絡めた施策も実施する必要はあるかと考えております。 林道整備や修繕につきましては、効率的な林業施業・木材生産を実施するた めには、現地の状況に応じた作業システムを構築することが必要であります。 林道及び林業専用道については、県営事業を活用することが前提となります が、採択の面積要件により実施がなかなか見込めない状況であります。既存

> 町有林・町行分収造林等の管理につきましては、現在は保育間伐、利用間 伐を中心に行っております。町の森林整備計画及び森林経営計画に基づき、 スギ人工林の経営の安定化と森林が持つ公益的機能が発揮されるよう努めて おります。

> の林道の維持補修等につきましては、たとえば新たな財源である森林環境譲 与税などを活用して実施していくことも可能ではあると考えております。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税について、お答え致します。

森林環境譲与税は平成36年度から徴収されますが、これに先立ち平成3 1年度から国の特別会計における借入により森林環境譲与税として全国の自 治体へ配分されます。

配分額は現時点の、県の試算では平成31年度は420万円、満額時とな る平成45年度からは毎年1400万円が川本町に配分されるものと見込ん でおります。

森林環境譲与税の使途につきましては、市町村は間伐や森林整備を促進す るための人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充 てなければならないとされております。

これにより、これまで手入れがなされなかった森林の整備やそれに携わる 人材が育成されるとともに、木材利用が進むことで、森林の循環利用の促進 が期待されます。

次に、里山・郷土づくり教育の取り組みについてお答えします。

森林には、水資源のかん養、環境の保全、生物多様性の保全など、様々な 公益的機能があります。豊かな森林を荒廃させることなく、次の世代に引き 継いでいくためには、森林・林業や木材利用の重要性について広く理解して いただく必要があります。島根県では、「水と緑の森づくり税」等を活用し ながら、荒廃林整備や地域の森づくり活動、子ども達への森林教育など支援 しています。その中で、小中学校と連携して、授業の中で継続的に森林環境 学習を実施する取組などが行われております。農林業などの中山間地の主要 産業や、山林及び田園風景、川本町にある希少植物のイズモコバイモやユキ ワリイチゲなどの自然環境に興味を持ち、またそのことにより将来の農林業 関係者や、地域の担い手となることのきっかけにもつながるんじゃないかと

番外湯浅産 業振興課長 議 長

番外湯浅産 | 考えております。以上でございます。

再質問ありますか。2番木村議員。

2番 木村議員

ありがとうございました。対象ですけど、本町の林業の現状の関係につい て、課題についてお願いしたいと思っております。本町に先ほど申し上げま したように、本町の森林は戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ・ヒノキ などの人工林が大きく育って木材として利用可能な時期を迎えております。 植林はご存知のように親・子・孫の三代の仕事であります。常に次世代、次 の世代、そのまた次世代を考えた仕事であります。森資源は切って使って植 えるという森林を巡回的に利用していく、新たな次代に入ったいう事を考え ています。本町の森林の所有は小規模分散的で長期的な林業の低迷や森林世 代の交代により、森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に 行われていない。伐採した後、植林されていないという事態が発生しかねま せん。利益が生まれないからとして民有林の管理が適切に行われない状況も あり、森林の適切な経営管理がされないと災害防止、地球温暖化防止、住民 の飲料水確保等、森林の公益機能の維持増進にも支障が来すと考えています。 1つとして今お話もありましたけど森林経営管理法の前にですね、来年31 年の4月から施行されますが、平成28年5月の森林改正によると森林所有 者や境界の特定、施業集約の為に林地台帳整備というふうになっております。 本町にこの林地台帳整備については、いつまで整備可能かお尋ねします。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

林地台帳の整備でございます。現在、これは業者に契約をして作業を進めております。これは今年度末までに林地台帳を整備致しまして、それに基づいて森林の所有者、地籍上での所有者と実際に管理されておる所有者、これは相続がされていないという事で、林業事業体が例えばチップですとかバークの材料に山の木を切って出荷する時に、その持ち主が分からないという問題がございます。そういったところで、この林地台帳によりまして、所有者を明確にして、それを場合によっては閲覧、それから情報公開するというところで、林業の施業が進むのではないかというふうに期待しております。これは来年3月までのところで、設置をする事にしております。

議長

はい、2番木村議員。

2番 木村議員 大変だと思うんですけれども、何代も亘って資産継承がされていない所有者もあろうかと思いますけど、そういう方の扱いは台帳の整備の関係についてどのようにお考えですか。

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

林地台帳はですね、土地への登記簿上の所有者、それから実際に管理されておられる所有者と言いますか、その方。これは具体的に言いますと固定資産、税の課税、納税管理をされておられる方ですとか、実際に山の管理をされておられる方、そういったところを名簿に載せる事にしております。これはどういうメリットがあるかと言いますと、先ほども言いましたように登記簿上から所有者、この山は誰の持ち物で誰に交渉すれば山の木を切れるのだろうかという事を調べていくのは、多大な時間を要する訳ですが、そこのところを簡略とまではいきませんが、林業事業体がそういった事業実施に向けての所有者との調整が出来易いというところを目的の1つとしております。

議長

2番木村議員。

2番木村議員

その台帳の関連でお尋ねします。町内の山林の所有者で、自分の山林を正確に把握していない人は多いと思うんですよね。私の知り合いもいろいろと先般、その話をしようと思いましていろいろ三原の方の方とか、まちの方とかいろいろとしだいに話しました。親父には話は聞いていたけど、分からないなと、いうような話もあります。その現場管理と土地台帳の効率を図る為に、GPSとかICT、ITの環境整備について、どのようにお考えかという事をお尋ねしたいと思っています。これをスマート林業というふうに言っているみたいですが、この山の位置や所有者、森林の状況が分かるようになる。当然ながらその地図とかそういうものをリンクすると分かると思っています。森林経営者が可能になるし、分からない方もありますし、山の経歴も記録されます。現場技術者の要請も急がれる今日ですね、是非そのIT環境整備導入関係について、どのようにお考えか。この財源についてもですね、来年から始まる森林環境税譲与税を活用していただければどうかなというふうに思いますが、町長のお考えがありましたらお尋ねします。

番外

はい、私ですね。

三宅町長

(「はい。課長でも良いですよ。」の声あり)

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 今スマート林業というお話がありました。林業も農業もこれからはですね、ITを使っての産業で、このコストの低減を図っていかなきゃならないし、また仕事の在り方もですね、今までとは全く変わってくるかと思います。例えば林業ですね、今まで山へ上がって境界等を確認した作業がこのITでドローンを飛ばして面的にその目で確認できるというような状況で職員がいち

番外 三宅町長 いち頂上まで上がるような作業も削減できると思います。従ってこういうこれからの事業に向かって国も支援しておりますので、しっかりとそうした事業は本町も取り入れて参りたいというふうに考えております。

議長

再質問ありますか。2番木村議員。

2番 木村議員 是非よろしくお願い致します。それと今、町長言われましたようにですね、それが可能になれば当然ながらGPSとリンクすれば、それと Google とかそういうものもやれば図面上はっきり境界も分かるというふうに思います。次の質問に入ります。よろしいですか。

(「どうぞ」議長の声)

はい。放置森林や不在所有者などの管理、不在対策についてお尋ねします。 先ほど森林所有者不在ないし不明でも市町村の長の判断で地上権が設定でき 調査の為に立ち入りや作業路整備、森林整備、間伐等の手入れ、間伐放棄地 も行政の手で管理できるように規定されております。更に森林経営管理法に よると森林管理権を所有者から町が委託を受けて再委託か、町が直接管理す る制度もあり、制度実施に向けて関連機関との協議中というふうに先ほど説 明がありましたけれども、関連機関とはどういう体制か教えて下さい。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長 先ほども申されましたように新たな森林管理の為の制度実施の為に関係機関と協議を進めております。これは10月ぐらいから始めておりまして、もちろんいろんな指導なり情報提供をいただく、島根県、具体的に言いますと西部農林振興センター県央事務所の林業部。それから実際に山で施業をする立場の代表者、代表的なところでございますが森林組合さんと町と、今、三者で協議をさせていただいております。これは山の管理、施業というところを中心にという立場で集まって会議を現在行っております。

議長

再質問ありますか。2番木村議員。

2番木村議員

はい、未だ今からだと思いますので、よろしくお願い致します。それから 課長の答弁でモデル的に意向調査についてありましたけれども、これはどの ようにされるんでしょうかね。当然、通常でしたらDMとか各々集落の知っ た方に集まってもらうとかですね、いう事があろうと思いますけど、所有者 の不明の森林の理由でですね、そのままアンサーが無かった場合等、山は要 らんわと、町が引き取ってくれと、そういうような状況のアンケート等意思 があった場合どのように対応されるかお尋ねします。

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

この新たな森林管理制度を実施する為に先ほど申し上げましたように、関係機関で協議をしておる訳ですが、自分の山が分からないだとか、もう森林管理。例えば興味が無くなった。相続をしなくても自分の山の範囲が分からなかったり、そういった課題がたくさんあるんだろうなという事を協議をしております。町内全域にですね、一様に同じようにアンケートだとか、そういう事をしますと、実際に町に寄付したいだとか、そういう声もありますので、おそらく膨大な量の町で管理するなり、森林組合で経営受託をしたいと言った希望が出るんだろうなというふうに考えています。それを実際に現地を確認して経営管理が可能かどうか確認するのは、なかなかたいへんな作業になりますので、先ずはエリアを絞ってというところであります。これは一番山の状況を良くご存知だし、皆さんと協議しながら先ずはエリアを絞って、その中でアンケートなり状況調査をして、山の管理が今後も引き続いてやっていけるのかどうかというのを確認しながら、やっていきたいと思います。順々にいろんな地域でエリアを広げていきたいと考えております。

議長

2番木村議員。

2番 木村議員 はい、お願いします。話の中で2丁あるんだけど、町にあげるわっていう 方もいらっしゃいましたんで、よろしくお願いします。それは今のモデル的 に調べてですね、全て受けられるのかという考え方と、それからもし受けた ら何年間の委託契約をされるんでしょうか。お尋ねします。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

経営管理を実際に受ける山なんですが、これは当然経営的に収支と言いますか、それが成り立たないとやっていけない訳でありまして、森林環境譲与税等を投入して所有者さんから町が委託を受けていく訳ですが、最終的にその何年か先、或いは何十年か先に山を切って出した時に収支が取れて、尚且つ新たな植栽をやって山の木を森林資源を循環していくという、目的の為にやっていく訳でございますので、そこら辺を長期的なスパン、期間で言いますと30年だとか50年という期間を見て、森林計画を立てて、その中で実際に可能なものを経営管理を受けて実施していくと。基本的にはそういうところになろうかと思います。

議長

はい、2番木村議員。

2番

はい、分かりました。じゃあ、次にいきます。担い手の育成の関係ですけ

木村議員

ど、先ほど石川議員からも農業の担い手の話もありましたけど、同様にですね、林業の担い手について大変だというふうに思います。なぜ、林業に就職する人が増えないのかなと、現状を把握されているのかなと。今、川本町における専業の林業従事者はいらっしゃるかどうか。いらっしゃったら何人ぐらいいらっしゃるか、という事を把握されていましたらお願いします。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

林業に従事される方なんですが、これは個人で林業をされておられる方というのは、ごくごく少数。具体的な数字は掴んでおりませんが、ただ一番多いのは、やはり林業事業体に就職されて山の仕事に携わっておられる方。具体的には森林組合さんに採用されて、山の管理を施業していく方が随分おられます。林業に対する若手の方ですとか、UIターンの方の印象なんですが、私が思っている以上に人気と言いますか、そういったところに魅力を感じておられる方はおられます。森林組合の全体の安全大会などに参加させていただきますと、殆どと言いますか若手の方が大半を占めておりまして、平均年齢は40歳とか41歳ぐらいのレベルだという事で、川本町役場の平均年齢と変わらないぐらいの方が、たくさん参加をしておられました。ですので、おそらく人気が無い職ではないのかなと。ある程度、都会地から見るとUIターン、そういったところで、田舎に帰って仕事は何するのだろうかというところで、選択肢の1つにはなっている職業ではないかなというふうに考えております。以上です。

議長

2番木村議員。

2番木村議員

何人かにお尋ねしました。やはり担い手の方は「待遇改善がして欲しいな」って。一般労働者並と同じように社会保障とか安心して働ける職場にしていただきたいなというふうに言っておられました。平成29年11月の林野庁林業対策がリリースした林業労働者の過去をめぐる状況によると、林業は就業に天候に左右されて賃金形態の多くが日給制であり、平均所得は全産業に比べ110万円安いっていうふうにあります。では、川本の林業の従事者の方の平均賃金はどのぐらいか、把握されておりますか。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

具体的には幾らもらっておられるのか、或いは個人的に林業に携わっている方でどれだけ所得があるのかという事は把握しておりません。

議長

2番木村議員。

2番木村議員

それでですね、だいたいその方から話をすると、いろいろあるが300万 から350万ぐらいだなというふうに仰ってました。この今の魅力或る林業 の関係ですけど、先般11月30日に第2回の三原の郷づくりのワークショ ップに参加させていただきました。ちょっと時間が無いんで簡単に言います けど。その中で一人の発表者が自衛隊におって林業がしたいからっていうふ うに川本に来たっていうふうに I ターンの方のお話がありました。その方は 定住の関係でお越しになられたんですけど、紹介の時に1軒目は玄関が草ぼ うぼう。それから中が未だ持ち主の家財があるというような事で、子どもさ んがちょっと「わぁ」って泣かれたそうです。そうでなくても2軒目という 話の時にはですね、奇麗なお家でギャップでという事で住んで、今、頑張っ ていらっしゃるという事もありますんで、今後そういうふうに魅力のある関 係については、是非そういう受け入れの関係について考えていただきたいな というふうに思います。続いて、その関係で林業経営者とか就業者の育成に ついて、川本町としてどのようにレベルアップというか林業で今後ともやっ ていかれるような育成との考え方が行政としての考え方がありましたら、教 えて下さい。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長 林業就業者の育成についてでございますが、県の段階では担い手、それから労働者の確保支援について島根県或いは農林大学校での研修などの支援がございます。川本町へ独自に林業経営者向け、或いは就業者向けに伐採だとかそういったところは技術的要素がございますので、おそらく森林組合さんの方でされておるんじゃないかなというふうに思っております。ただ若手が例えば森林組合の方に就業するにしましても、待遇ですとか或いは社会保険がしっかりしているだとか、そういったところは重要でございますので、川本町では緑の担い手育成事業というところで、森林組合の現場作業員の社会保険の一部を補助致しまして雇用条件の補助をしております。また先ほど申し上げましたように林業に魅力を感じるUIターン者という方もある程度おられますので、また現場作業員が若くなっているというところもございますので、これは定住関連、先ほど家の前の草が云々という事がありましたですが、定住関連とも絡めた施策を実施する必要はあるのかなというふうに考えております。

議長

はい、2番木村議員。

2番木村議員

林業ですね造林、保育伐採というふうな大きく3つ分かれてというふうに 伺っています。木の生長でいろいろとあろうかと思っています。そういう育 成も是非、専門的な立場で先ほどの農大の話もありましたけど、そういうふ 2番木村議員

うな支援策をお願いしたいなというふうに思います。また川本町もですね、 先般ですかチェーンソーの講習をされておりますが、私も行こうかなと思い ながらなかなか行かれるチャンスがありませんが、そういうものもやはり底 辺から支援していただきたいと思っています。では、次にですね、林道と林 業専用道についてお尋ねしたいと思っています。現在、林道の維持補修の関 係について、どのようにお考えになっているか、という事についてお尋ねし ます。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長 林業を効率的に経営的に安定してやっていく為には、山の状況に応じた作業システムというのが必要でありまして、その為に一番必要なのが、やはり林道だとか、作業道という事になろうかと思います。川本町の纏まりですね、林地の纏まり或いはそういったところで、なかなかの経営事業を使った大規模な林道というのが採択される為に、ちょっとハードルが高い部分もありますが、既存の林道、作業道、そういったところに新たな財源であります森林環境譲与税など、そういったところを活用して実際に林業事業者などと協議しながら適切な山を守っていくべき山、そういったところの道路システムを維持補修はやっていかなければいけないなというふうに考えております。以上です。

議長

はい、2番木村議員。

2番 木村議員 それで維持管理の関係ですけど、数年前に災害があった林道の多田線の災害復旧の関係についてお尋ねします。これは数年前の事で崩れているというふうにお話を伺ってですね、先日、私、現地へ行ってきました。入り口から先までは行きませんけど、300メートルぐらい行ったところの舗装が途絶えた付近で、一回法面工事されて、その上に大きく崩れておりました。先ほどの町長の話じゃないですが、やはり災害状況についてドローンでも上げたら、ハッキリ分かるかなというふうに思っています。この多田線の分収造林は川本町の行政分収造林には林業公社とか、機構造林等があるというふうに伺っていますが、この件について、どのようにちょっと数年前からというふうに伺って、私が行っても可成り倒木があったり車じゃ上がれませんでした。足でなきゃ行かれませんでしたけど。これの復旧工事の関連についてどのように対応されているかお伺いします。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地

失礼致します。議員ご指摘の林道多田線でございますが、平成28年4月

域整備課長 | 上旬に地元の方より被害報告を受けております。地域整備課ではその年の4 月12日、28年の4月12日に現地確認をしております。災害の状況と致 しましては、林道の法面が延長20メートル、高さ40メートルによって崩 壊をしているというのを確認しております。国の災害採択条件が公共土木施 設災害復旧事業国庫補助金負担法によりますと、異常な自然状況による災害 であり、最大24時間雨量80ミリ。1時間雨量20ミリとなっております。 本法面の崩壊が起こった平成28年2月、3月、4月におきましては、この 採択条件による雨量が発生しておりませんので、国庫負担法の補助災害での 採択は不可能となっております。そうしますと復旧工事を行う為には補助金 を使えない工事となりますので、町からの持ち出しが高額となる事が予想さ れております。町道におきまして、修繕工事等が多数箇所ある現状、そちら を優先しなければならないと考えております。いずれは修繕をしないといけ ないと考えております。その辺のところはご理解のほどよろしくお願いを致 します。

議長

再質問ありますか。2番木村議員。

2番 木村議員

今回の7月豪雨に関連して一部ズレているようなところも感じもするんで すけど、それは関連で該当出来ませんか。

議長

はい、番外宇山地域整備課長。

番外宇山地 域整備課長 今回の部分につきましては、非常に難しいと考えております。

議長 はい、2番木村議員。

2番 木村議員

はい、じゃあいつ頃、もう一度工事は出来るかという。もちろん予算の関 係もあろうかと思いますが。それとその多田線周辺の面積はだいたい今さっ きも聞いたらですね、分収林とかについて何ヘクタール有るかというふうに 把握されてますか。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

多田林道の崩壊したところの先からですね、ずっと山を越えて三大字の方 まで林道は続いておりまして、あの一体です。ちょっとハッキリと何ヘクタ ールとは覚えていないですが、10数へクタール確かあって、まとまりのあ る一団の森林だったというふうに記憶しております。

議長

はい、2番木村議員。

2番木村議員

それだけ以上もあるというふうにちょっと伺っていますが、林道もちゃんとしたものでよろしくお願いしたいと思います。それで関連でですね、本町の町有林か町分収造林ですか、これの現在、保育間伐とか利用間伐を中心に実施されているというふうに先ほどありましたが、契約状況についてどのようになっているのかなと。契約満了になるのはどのくらいあるのか。契約後はどのように考えておられるのかなというふうに考えがありましたら教えて下さい。さっきは、それを売ったら、あったらと仰いましたけど。その関係の満了時。それから契約延長しても採算あわないような感じのところの山との関係について、分収造林の関係についてお尋ねします。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

現在、町行分収造林の契約状況でございますが、60名以上の方と契約をさせていただいております。当初は50年という地上権を設定して分収契約をしておる訳ですが、そういった方にはちょうどその当時に木材の価格が低迷しておったり、そういう事で80年の長伐期施業 (=長期伐採施業計画)に移行するという動きをとっておりましたので、確かその当初の50年の契約期間がこられる方につきましては、80年、地上権を更に延長するという契約をさせていただいております。この後も随時そういった方が居られるというそういう山がありますので、それにつきましては、その近づいた段階で同じように長伐期施業に移行するのか、或いは木材生産をして再造林という形にしていくのかというのは、ちょっと持ち主さんと調整していく事になります。それで伐採した時には、その町とそれから所有者さんとで分収割合で利益を分配するという事になっております。

議長

はい、ちょっと木村議員に、お知らせします。残り時間が20分となりま した。もう1項目の質問をされておりますので、時間配分をお考え下さい。

Þ

はい、再質問ありますか。はい、2番木村議員。

2番 木村議員 じゃあ次にですね、森林環境税と森林環境譲与税について、お尋ねします。 これは、先ほどの話でも、31年度から前倒しで森林環境譲与税が交付され ているという事がありますけど、これの本町の配分等の関係で今、協議をさ れるというふうに先ほど伺いましたけど、じゃあ具体的に町としてどういう ふうにお考えなのかという事について、お尋ねします。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産

まず、森林環境譲与税の来年度の配分ですが、試算で420万円程度とい

業振興課長 | う事が分かっております。その活用方法なんですが、それを現在、県とそれ から林業事業体の森林組合さんと協議をさせていただいております。新たな 森林管理計画の中で、所有者さんから山の管理権を受けて事業を実施してい くという流れの中で、先ずはエリアを絞ってというところがございます。そ ういった先ずは調査の実施、それからその調査自体を県の支援機関に委託す る予算ですとか、或いは未だ未だハッキリと決まっておりませんが、林業事 業体の行う例えば林業機械の高機能化の為の一部補助、或いはリース料的な もの。それから就業者に対する例えば装備ですとかの、そういった支援で担 い手の確保を行っていくだとか、そういったところを検討中でございまして、 具体的には未だハッキリと内容が固まっておりません。

議長

はい、2番木村議員。

2番 木村議員

これは36年度から1,000円課税されると、全住民というふうに伺っ ていますが、今、島根県でされております水と緑の森づくり税、今500円 なんですけど、二重課税というふうに私は感じるんですけど、その件につい てどのようにお考えでしょうか。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

水と緑の森づくり税はですね、荒廃林の整備、それから地域の森づくり活 動、そして子ども達への森林教育などのサポートを行っておるものでござい ます。県民の森づくり活動を支援するものなんですが、森林環境税はこれま で申し上げましたように間伐ですとか、或いは森林整備を促進するための事 業費、それから人材育成だとか担い手の確保などの経費の為に充てるという 事になっておりますので、活用方法が違いますので二重課税という事にはな らないというふうに考えております。

議長

再質問ありますか。2番木村議員。

2番 木村議員

文面から見ると、やはり森の整備という目的も両方入っていますので、町 民の方に十分な説明をしないとあっという間にいつこの1,000円なんだ ろうなというようなかと思うんですけれども、そういう国策ではあるんです けど、町として住民の皆さんにこの税の関係について広報とかそういうふう な考えがありましたらお願いします。

議長

番外高良町民生活課長。

番外高良町

この辺りにつきましては、担当課の方と十分に協議を図りまして、皆さん

民生活課長 | に理解を求めて納税の方へ理解を示していただきながら促していきたいと思 っております。

議長

はい、2番木村議員。

2番 木村議員

はい、最後の項に入ります。ほんと環境税って言えば環境汚染ですか、CO 2とか汚染物質がそれについて環境税を掛けるのは分かるけど、言葉尻どう かなと思います。最後に里山郷土作りの教育の関係について、是非お願いし ます。先ほどもお話しをいただきましたように、いろんなボランティアで森 林に溶け込んだ子どもさんを教育されておりますが、特に川本で言えばイズ モコバイモやユキワリイチゲなどがあったりします。それからもう一つは数 年前になるんですかね、ささゆりの花を栽培されいたという事もありますけ ど、今後そういう川本の看板の1つささゆりの関係について再開発とか、そ ういう教育の関係について考えがありましたらお知らせ下さい。

議長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 業振興課長

川本町の希少植物ですとか自然環境、川本町の風景など地域の子ども達に 魅力を持っていただいて、そういったところで将来の地域のいろんな活動の 担い手になる為のきっかけになるというところは重要な事だと思っておりま す。関係課と協議しながら事業を検討したいというふうに思います。

議長

再質問ありますか。 (「いいです」の声あり)

以上で、1項目めの「本町の林業施策を問う」の質問を終了します。

Þ

次に、2項目めの「雪害対策について問う」に対する、答弁をお願いしま す。番外森川総務財政課長。

番外森川総 務財政課長 それでは、木村議員の「雪害対策について問う」にお答えを致します。

最初に、「雪害に強いまちづくりについて」のご質問について、お答えを 致します。豪雪になりますと、生活インフラの確保が困難になったり、交通 の途絶による集落の孤立なども心配されます。その被害をできるだけ軽減す るため関係機関や自主防災組織と連携を図り、冬期における交通の確保、生 活インフラの確保や要配慮者の安否確認など行っていく必要があります。

まず、道路交通の確保については、今年度も除雪計画を立て、各業者に積 雪時の除雪や低温時の凍結防止剤散布の委託契約を行ったところでございま す。また、町管理の水道につきましても、冬期に対応出来る対策を致してお 務財政課長

番外森川総|りますし、町民の皆様には家庭の水道管の凍結防止について、気象状況に合 わせて、広報啓発をしているところでございます。

次に、「除雪車の運行指示について」のご質問にお答え致します。

はじめに、除雪基準についてでございますが、県道においては、新雪が1 5 cm以上に達した場合に、また歩道につきましては20 cm以上に達した場合 に委託業者の判断で適宜除雪を開始されることとなっております。また、通 学路に関しましては、県道仁摩邑南線の川本小学校下から県道川本波多線三 島、国道261号因原石油までの間の歩道が除雪対象でありますが、業者の 判断に加えて、必要に応じて町が依頼した場合においても除雪されることと なっております。

町道につきましては、新雪が20cm以上に達した場合に除雪作業を開始す ることとしておりますが、町内各地において積雪量が異なるため、自治会長 からご連絡をいただき、町が委託した業者に指示を出して、除雪を開始する こととしております。

次に「凍結防止剤の散布について」のご質問についてお答えします。

凍結防止剤の基準といたしましては、日本気象協会が発表する3時間毎の ピンポイント天気情報を、当日の18時30分以降に確認し、気温0℃以下 が予想された場合に、夜間或いは早朝に散布されることとなっております。 県道につきましては、この基準にて散布されますが、町道につきましては、 原則、凍結防止剤を必要な箇所に設置しており、散布は行っておりません。 しかし、大邑3工区農道につきましては、町が委託業者に指示を出し、散布 を行っております。

次に、2項目めの「除雪等に関する関連機関連携について」のご質問にお 答えを致します。

例年行っております、邑智郡各自治体、県央県土整備事務所、警察署、消 防署、石見交通、ネクスコ西日本、NTT、中国電力が一堂に会する除雪会 議が10月に開催されたところでございます。この会議では、各町の町道と 連結する県道、国道の除雪に関して、連携を図り主要道路及び地域住民の生 活に密着した道路の円滑な交通を確保するための協議がなされております。 次に、雪崩・土砂崩れのハザードマップ及び県道・町道の危険箇所について でございますが、本町には雪崩のハザードマップはございませんが、土砂崩 れについては、大雨に対するハザードマップがございます。また、雪崩の危 険箇所については、島根県が県内の雪崩危険箇所について、示しております が、雪崩危険箇所がある市町村は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地 帯指定市町村で、県内では合併後の8市町村で合併前で言いますと、旧町村 で言いますと15町村が該当でございます。邑智郡内では、旧4町村が該当 となっており、県内全体で525箇所が雪崩危険箇所とされています。本町 は豪雪地帯ではなく、雪崩危険箇所は示されておりませんが、積雪状況によ っては、雪崩発生の恐れがありますので、積雪状況に応じて、注意をする必 番外森川総 務財政課長

番外森川総 | 要があると考えております。

次に、3項目めの「豪雪による避難所・無停電対策について」のご質問に お答えを致します。

まず、停電と携帯電話不感地域への住民への安否確認でございますが、降雪による倒木に伴い、電線が切断されて停電することは、今年の2月の大雪の時にもいくつかの地区で発生を致しました。町民の皆様にはたいへんご不便をお掛けしたところでございます。このような停電の復旧に対しては、すぐに中国電力に連絡をして、対応をしていただいております。

先般、行いました除雪会議におきましても、中国電力が全力を挙げて対応していくというふうに申しておりました。この停電が長時間にわたって復旧できない場合があります、その時には、独居のご家庭や高齢者のご家庭など安否確認が必要になります。現在は各自治会、自主防災組織の皆さんと連携をして、また民生委員の皆様にもお願いをすることもございますし、場合によっては消防団にもお願いをして安否確認をしております。

次に、小中学校・保育所・町内介護施設の非常用電源装置についてでありますが、小中学校・保育所には非常用電源はございません。また、福祉会の施設についても非常用電源はございませんが、町内民間病院とその隣接にある施設につきましては、非常時の電灯、或いはコンセントに賄える程度の非常電源があるというふうに伺っております。

次に、避難所等の公衆無線LANの設置についてであります。

このことについては、平成29年第3回定例会でも議員からご質問がございました。本町と致しましても、この公衆無線LAN環境の整備については、必要性は認識しておりますが、平成30年度の整備については、運用に係る費用について課題がございましたので、予算を見送っております。ただし、現在、平成31年度当初予算の編成中でございますが、その中で再度、設置する場所の選定を主要な施設に絞り、また、その設置数に応じた運用経費を考えながら検討を行っているところでございます。以上でございます。

議長

再質問ありますか。2番木村議員。

2番木村議員

防災士育成の関係についてお尋ねします。防災士ですね、予算を組んでありますけど、状況はどうなのかなというふうに伺います。それと防災士の関係について日本防災講機構では、消防団員の分団長以上の方は特例資格取得というのがありました。これを利用すると防災士取得安易になるのかなというふうに思いますし、今の災害対策について防災士育成の関係について川本町も予算を組んでいる以上は、それなりに考えていらっしゃると思いますし、今の消防団、それから消防署、それから警察のOBの方にそれなりに特例が明記されておりますが、その考えについて手短にお願いします。

防災士の件は、この質問書に項目に上がっておりませんが。

2番

はい、じゃあ飛ばします。良いですか。

木村議員

(「はい」議長の声)

次にですね、。除雪の関係について伺います。除雪の関係で積雪の15cm とか20cm ありましたけど、これの積雪基準、なぜその町は20cmですか、それの基準の根拠を教えて下さい。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地 域整備課長

失礼致します。根拠というのは、ちょっと私、認識をしておりませんでした。ちょっと調べてまた、ご報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

議長

はい、2番木村議員。

2番 木村議員 国交省はですね、ホームページを見ると5 cmから10 cm程度で積雪量を目安としてやるというふうにありました。あと国立技術事務所発表の論文からよると同じように市街地は5 cmから、山間は10 cmと、これはそれなりにデータの基にというふうにありましたので、分かりましたら後で教えて下さい。それから良いですか続いて、あと何分あります?

(「もう、3分を切りました」議長の声)

はい。凍結防止剤の関係について、お尋ねします。この凍結防止剤の可成 り弊害があるんじゃないかというふうに、いろいろとお聞きしました。橋及 び橋梁の凍結防止剤による損害。それからコンクリートの弱体化。それの塩 害の関係があるんですけど、川本町はこの塩害に優しい物を使ってらっしゃ るのか、それともそういう形の塩化物を含む凍結防止剤を利用されているの か、それをお尋ねします。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地 域整備課長

塩分を使わない物を使いますと、非常に高額になると聞いております。塩 分を含んだもので、本町は使用しております。

(「除雪の今の基準のところは」議長の声)

後ほど、報告をします。

議長

はい、2番木村議員。

2番

除雪車の関係なんですが、作業時間の関係について今まで見ると可成り県

木村議員

道が終わった後、歩道なんかも除雪されますが、やはり通勤前、通学前の除 雪について考えられませんか。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地

降雪時の子ども達の安全や歩いておられる方の安全を考えますと、歩道の 域整備課長 早急な除雪は必要であると考えておりますが、先ずは緊急車両ですね、警察 車輌とか消防車輌とかが通行する可能性のあるライフラインの要である道路 の方を先に除雪する必要があると考えております。それが終了次第、早急に 舗道の方は除雪をしたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い致 します。

議長

はい、最後となろうかと思います。2番木村議員。

2番 木村議員

それなら住民参加で雪に強く快適な町づくり事業といって、自治会さんと かそういうところに助成金を出して、除雪機を貸与する関係についてお考え はないでしょうか。市井原の方で一部の方がそれなりにされているというふ うに伺いましたけど、そういうふうな方のボランティアとの関係について、 町内で拡大できないかお伺いします。以上。

議長

番外字山地域整備課長。

番外宇山地 域整備課長

議員仰られましたように、現在、市井原地区の方でご協力をいただいてお ります。今後、広げていければ良いなという事で検討していきたいと考えて おります。

議長

- はい。以上で2項目めの「雪害対策について問う」の質問を終了します。

これをもちまして、木村議員の一般質問を終了します。

皆さん、トイレ休憩は要りますか。 それでは、5分ほどトイレ休憩を入れます。

11時25分からお願いします。

(午前11時20分)